



接続約款変更認可申請書

西設相制第00086号
平成29年12月18日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かす

代表取締役社長 村尾 和

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

第2 網改造料
1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	(略)	備考 (略)
(53) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	<p>ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインタフェースを付与する機能</p> <p>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</p>	

第2 網改造料
1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	(略)	備考 (略)
(53) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	<p>ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインタフェースを付与する機能</p> <p>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</p> <p>ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能</p>	

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
(網改造料に関する経過措置)

2 料金表第1表第2 (網改造料) 第53欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。